



【2007.05.15】 <TOIPCS>  
■ 知的障害者の作業所を最低賃金法違反などで改善指導  
－神戸労働基準監督署－

◇ 兵庫県神戸市内の知的障害者の作業所が最低賃金法に違反しているなどとして、神戸東労働基準監督署の改善指導を受けた。作業所は一定の条件を満たせば、労働関係法規の適用が除外されるが、その条件とは以下のとおりである。

- ① 作業収入は必要経費を除き、障害者に全額工賃として支払う
- ② 能力により工賃に差を設けない
- ③ 出欠や作業時間、作業量などは自由で指導監督はしない

以上のような条件を満たせば、障害者は労働者とみなされず、労働法規の対象とならない。

◇ 今回の神戸市内の知的障害者の作業所の場合、知的障害者ら計16名が、指導員から指導や援助を受けながらクリーニングを行い、工賃などとして、1人あたり年間約25万円を得ていた。昨年11月に神戸東労働基準監督署が同作業所に立ち入り調査し、収支報告書などを分析した結果、作業所は、作業収入を障害者に全額還元しておらず、遅刻すると工賃を減額するなど、適用除外の条件を満たしていないことを指摘した。したがって障害者は労働者であり、最低賃金法などに違反しているとしたものである。

◇ 今後作業所は、労働基準法適用除外の条件に合うよう作業環境を見直し、作業所のまま継続するのか、労働基準法などの労働関連法を適用した事業所に衣替えするのかを求められることになる。後者の場合、最低賃金の適用除外認定を都道府県の労働局長に申請するという方法もある。

◇ 今回の改善指導は、全国に約9000箇所ある作業所や授産施設等の現場に衝撃を与えたものと思われる。というのも、問題の背景には、自治体からの補助金だけでは指導員の人件費などを賄いきれず、作業収入を充当せざるをえないという事情もあり、今回指導を受けた作業所への批判だけでなく、制度の改善を求める声も上がっている。